

中国最高人民法院が十大著名商標認定案を公布

近日、中国最高人民法院が公布した十大著名商標認定案は、奇正（チベットの薬）、中化（中化集団会社の略称）、国美電器（家電製品小売りチェーン店）、紅河（煙草）、Rolex、safeguard/舒膚佳（家庭用洗剤）、DUPONT、沃爾瑪（スーパーマーケット）、平安（保険会社）、德爾惠（スポーツ用品専門店）という十案である。これらの商標は長期に渡る使用過程のなか、高い信望と大衆に広く熟知される特徴を持つため、中国における著名商標となった。関連団体企業や個人によるこれらの商標の不法使用は権利侵害を構成するものであった。司法機関により認定された著名商標は企業知的財産の形成と発展を更に促進することになり、また大きなビジネスチャンスをもたらす役割も果たし、ブランド経済を発展させた。

2001年7月より、商標、ドメインネームなどの紛争案件に対する裁判の中の著名商標に関する認定を行って以来、今年の4月末までに、中国人民法院は合せて29件の著名商標を認定した。

中国人民法院は上述案件の審理のなかで、著名商標に係る問題について、積極的かつ慎重な態度を取り、「保護は受動的にし、認定は個別案件による」という国際的に通用する原則に基づいて認定を行っている。最高人民法院は今後とも著名商標などに係る問題に対する研究を引き続き重視し、裁判の中で経験を積み、更に人民法院における著名商標に対する認定と保護の法体制を整備されたものにしていくものと思われます。

中国知識産権報により

中国国家工商局が典型判例を20件公布

中国国家工商局は、2005年4月26日、昨年以來処理した典型的商標権侵害判例10件と公安部門に移送した商標冒用事件10件を公布した。商標権侵害判例10件とは：Fuwa、BOSS、EAGLE WAVE と MARUTO、THE NORTH FACE、Kosangas 及 図形、COLOYS、柯達（KODAK）、藍猫

(アニメのキャラクター)、ス達舒(薬品)、快克(薬品)といった商標の保護に係る案件である。安琪(エンジェル)、茅台(中国酒)、NIKE 及図形、阿迪達斯(adidas)の図形の登録商標などを冒用する 10 事件については、公安部門に移送され、法律によりその当事者の刑事責任が追及されることになる。

中国知識産権報により

「ウルトラマン」の知的財産権をめぐる新しい動き

4月25日、タイのTuburaya Chaiyo Co.の法的代表者ソンポート氏がわざわざ北京へ赴き、「ウルトラマン」という作品の日本国以外のすべての国や地域における著作権について、その本人にしか真の合法的権利を所有せず、「ウルトラマン」の先祖と言われる株式会社円谷プロダクションは、その日本国内における完全著作権所有者にすぎないといった内容の声明を発表した。

前世紀の70年代、株式会社円谷プロダクションが窮地に陥っていた時、ソンポート氏が巨額な資金を投入したので、該会社が倒産から免れたが、その恩返しとして、株式会社円谷プロダクションはソンポート氏に「ウルトラマン」の著作権を譲渡するという契約を結んで、「ウルトラマン」シリーズ映画9部の日本以外の著作権を永久にソンポート氏に譲渡することにした。その後、タイや日本国のいずれの裁判所においても、ソンポート氏には「ウルトラマン」の日本国以外の著作権を有することを認定している。2003年3月、ソンポート氏は、中国国内における「ウルトラマン」の独占著作権を中国広州鋭視文化伝播会社に付与した。2004年の初め、中国広州鋭視会社は中国国家版權局での著作権登録証明を獲得した。しかし、近年来それと同時に、株式会社円谷プロダクションは中国において、中国企業に対し権利付与した上「ウルトラマン」のキャラクターに関する市場開発活動を頻繁にさせており、しかも、2004年の年末、その著作権を侵害したとして、中国企業6社を裁判所に提訴した。よって、「ウルトラマン」の著作権帰属問題が一時不明瞭のものにされた。知的財産分野の専門家の話によれば、アニメーションやマンガキャラクターの市場開拓に伴って、その著作権や版權の保護も緊迫な問題になっており、「ウルトラマン」の著作権をめぐる係争は中国の国内企業に対する適時の戒めとなってきた。

中国知識産権報により

中国特許庁が2005年1月～3月にかけて受理した特許出願統計(件数)

| | 合計 | 発明特許 | 実用新案 | 意匠 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 96351 | 37619 | 28034 | 30698 |
| 国外 | 22694 | 19463 | 357 | 2874 |
| 国内 | 73657 | 18156 | 27677 | 27824 |

中国特許庁業務及び総合管理統計表により

中国特許法及びその実施細則に対する第三回目の改正作業が起動

現在、改正作業は、特定の主題の案について意見聴取と修正をする段階にあるが、今回の改正に係るのは、特許出願の手續と審査手續、特許権を付与する実質的条件、特許権の保護及び特許権侵害に関する判断の基準といったものを完備にする内容である。

中国特許情報網により

中国特許庁再審委員会の中堅幹部によるコンサルティング制度が設立

中国特許庁特許再審委員会は2005年4月より、公衆に対し副処長以上の幹部によるコンサルティング制度を作った。いかなる人でも、応接時間以内で、関連担当者に特許の再審、または無効手續に関する問い合わせをすることができるようになった。その関連情報は以下の通りです。

場 所：北京新時代大廈 424 房間

時 間：毎週火曜日午前 8:30～11:30

電 話：010-8280-3315 010-8280-3316

中国特許情報網により